**（出生時）育児休業申出書**

株式会社●●　代表取締役　●●殿

［申出日］　　　●年●月●日

［申出者］所属　●●

氏名　●●

私は、育児・介護休業規程（第３条及び第７条）に基づき、下記のとおり（出生時）育児休業の申出をします。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　休業に係る子の状況 | | （1）氏名 | | | ●● |
| （2）生年月日 | | | ●年●月●日 |
| （3）本人との続柄 | | | ●● |
| （4）養子の場合、縁組成立の年月日 | | | ●年●月●日 |
| （5）(1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日 | | | ●年●月●日 |
| 2　1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況 | | （1）氏名　●●  （2）出産予定日　●年●月●日  （3）本人との続柄　●● | | | |
| 3　出生時育児休業 | | | | | |
|  | 3-1　休業の期間 | ●年●月●日から●年●月●日まで  （職場復帰予定日　●年●月●日） | | | |
| ※出生時育児休業を２回に分割取得する場合は、１回目と２回目を一括で申し出ること  　　　　●年●月●日から●年●月●日まで  （職場復帰予定日　●年●月●日） | | | |
| 3-2　申出に係る状況 | （1）休業開始予定日の2週間前に申し出て | | いる・いない→申出が遅れた理由  〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | |
| （2）1の子について出生時育児休業をしたことが（休業予定含む） | | ない・ある（●回） | |
| （3）1の子について出生時育児休業の申出を撤回したことが | | ない・ある（●回）  →２回ある場合又は１回あるかつ上記（2）が  ２回ある場合、再度申出の理由  〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | |
| 4　１歳までの育児休業（パパ・ママ育休プラスの場合は１歳２か月まで） | | | | | |
|  | 4-1　休業の期間 | ●年●月●日から●年●月●日まで  （職場復帰予定日　●年●月●日） | | | |
|  | ※１回目と２回目を一括で申し出る場合に記載（２回目を後日申し出ることも可能）  　　　　●年●月●日から●年●月●日まで  （職場復帰予定日　●年●月●日） | | | |
| 4-2　申出に係る状況 | （1）休業開始予定日の1か月前に申し出て | いる・いない→申出が遅れた理由  〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | | |
| （2）1の子について育児休業をしたことが（休業予定含む） | ない・ある（●回）  →ある場合  休業期間：　●年●月●日から  ●年●月●日まで  →２回ある場合、再度休業の理由  〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | | |
| （3）1の子について育児休業の申出を撤回したことが | ない・ある（●回）  →２回ある場合又は１回あるかつ上記（2）があるの場合、再度申出の理由  〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | | |
| （4）配偶者も育児休業をしており、規程第2条第3項に基づき１歳を超えて休業しようとする場合（パパ・ママ育休プラス） | 配偶者の休業開始（予定）日  　　●年●月●日 | | |
| 5　１歳を超える育児休業 | | | | | |
|  | 5-1　休業の期間 | ●年●月●日から●年●月●日まで  （職場復帰予定日　●年●月●日） | | | |
| 5-2　申出に係る状況 | （1）休業開始予定日の2週間前に申し出て | いる・いない→申出が遅れた理由  〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | | |
| （2）1の子について１歳を超える育児休業をしたことが（休業予定含む） | ない・ある→再度休業の理由  〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕  休業期間：　●年●月●日から  ●年●月●日まで | | |
| （3）1の子について１歳を超える育児休業の申出を撤回したことが | ない・ある→再度申出の理由  〔　　　　　　　　　　　　　　　〕 | | |
| （4）休業が必要な理由 | ●● | | |
| （5）1歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合 | 配偶者が休業　している・していない  配偶者の休業（予定）日  　　●年●月●日から  ●年●月●日まで | | |

（注）上記３、４の休業は原則各２回まで、５の１歳６か月まで及び２歳までの休業は原則各１回です。申出の撤回１回（一の休業期間）につき、１回休業したものとみなします。